

## 和歌山市産業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の産業の振興に関する基本理念を定め、市が果たすべき責務並びに事業者、産業関係団体、教育機関等、金融機関及び市民の役割を明らかにし、本市の産業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、産業構造の多様化及び創業の促進を図り、もって本市の経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 本市の産業の振興に取り組む団体をいう。
- (3) 教育機関等 本市の産業の振興に資する調査、研究及び教育を行う教育機関及び研究機関をいう。
- (4) 地域資源 産業、自然、歴史、文化、技術、技能、人材その他本市の強みとなる資源をいう。

### (基本理念)

第3条 本市の産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本として、事業者、産業関係団体、教育機関等、金融機関、市民及び市が相互に協力して総合力を発揮し、かつ、地域資源を最大限に活用することにより、本市の経済の活性化を実現することを旨として、行われなければならない。

### (産業振興の推進)

第4条 本市の産業の振興は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- (1) 製造業については、良好な操業環境の整備及び保全に努めるとともに、異なった業種及び教育機関等との連携を強化し、先端的で付加価値の高い製品の開発、成長を見込める分野への積極的な事業展開等、新たな事業の創出及び事業の高度化を目指すこと。
- (2) 商業及びサービス業については、多様化する消費者の需要を的確に把握し、独自の魅力づくりを推進し、消費者にとっての利便性の高い商業集積を目指すとともに市民が健康かつ安全に安心して暮らしていくための良質なサービスの提供を目指すこと。
- (3) 農林水産業については、農林水産業がより魅力ある産業として発展できるよう、農林水産物を活用した産業の集積や新たな産業の創出を目指すこと。
- (4) 観光業については、地域資源を活用し、本市の独自性を高めるとともに、本市の区域以外の地域との広域的な連携を強化し、魅力ある情報を国内外に広く発信する等観光旅客の誘致に取り組み、来訪する観光旅客の増加及び観光に伴う消費の拡大等による地域経済の活性化を目指すこと。
- (5) 製造業、商業及びサービス業、農林水産業並びに観光業の異なる産業分野の枠組みを越え、地域資源の価値の向上及び和歌山市ブランドの育成に向け一体となって取り組み、地場製品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果の創出を目指すこと。

### (市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる産業の振興に関する施策（以下「産業振興施策」という。）を総合的に推進しなければならない。

- (1) 経営基盤の安定を図る施策
- (2) 企業の誘致を図る施策
- (3) 人材育成及び就業機会の拡大を推進する施策
- (4) 創業を支援する施策
- (5) 商品の開発並びに製品の高付加価値化を支援する施策
- (6) 市産品の販路の開拓を図る施策
- (7) 地産地消を推進するための事業者の受注機会の増大を図る施策
- (8) 観光の振興を図る施策
- (9) 産業基盤の整備を促進する施策

2 市は、前項各号に掲げる産業振興施策を実施する場合において事業者の事業活動の支障となる規制その他の事情があると認めるときは、必要に応じ、市の部内における検討及び調整に努めるとともに、国及び和歌山県への要望その他の当該事情の解消を図るための措置を講ずることにより、円滑な事業活動の促進に努めなければならない。

3 市は、第1項各号に掲げる産業振興施策を実施するに当たっては、必要に応じ、国、和歌山県その他の地方公共団体との連携協力に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、経営基盤の安定、就業機会の確保、人材の育成並びに福利厚生の実施に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う産業振興施策及び産業関係団体が行う本市の産業の振興に関する事業を積極的に活用するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第7条 産業関係団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な努力及び創意工夫による取組並びに創業に対して支援するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、産業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、創業を志す意欲ある人材又は高度の専門的な知識若しくは技術を有する人材の育成に努めるとともに、技術の進歩、地域の課題等に即応した研究等を推進し、本市の産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、事業者の健全な事業活動及び創業に対する支援を行い、本市の産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、本市の産業の振興が本市の経済の活性化及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、自らの消費活動が本市の経済の活性化の一翼を担っていることを認識し、地産地消に努めるとともに、産業振興施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(戦略会議の設置)

第11条 産業振興施策を総合的に推進するため、和歌山市産業戦略会議（以下「戦略会議」と

いう。)を置く。

(所掌事務)

第12条 戦略会議は、本市の産業の振興に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第13条 戦略会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 産業の振興に関する学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者

(4) 産業関係団体に属する者

(5) 教育機関等に属する者

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第15条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 戦略会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき戦略会議の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、戦略会議の会議の議長となる。

3 戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、戦略会議の会議を開くことができない。

4 戦略会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して戦略会議の会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第17条 戦略会議に、専門の事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第18条 戦略会議の庶務は、産業まちづくり局産業観光部において処理する。

(戦略会議への委任)

第19条 第11条から前条までに定めるもののほか、戦略会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が戦略会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。